

青森県公害防止条例施行規則の一部改正に係る新旧対照表

	改正後		
<p>(硫黄酸化物等の排出基準)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第十八条第三項第二号の規則で定める許容限度は、別表第三の上欄に掲げる施設の種類のについて、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(ばい煙関係施設の設置等の届出)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 二以上のばい煙関係施設についての条例の規定による届出は、当該二以上のばい煙関係施設が同一の工場等に設置されるものである場合に限り、一の届出書によつてすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(ばい煙濃度の測定)</p>	<p>(硫黄酸化物等の排出基準)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第十八条第三項第二号の規則で定める許容限度は、別表第三の中欄に掲げる施設の種類のごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(ばい煙関係施設の設置等の届出)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 二以上のばい煙関係施設についての条例の規定による届出は、当該二以上のばい煙関係施設が同一の工場等に設置されるものであり、かつ、その種類(条例別表第一の項ごとの区分をいう。)が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつてすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(ばい煙濃度の測定)</p>		改正前

第八条 略

一 略

二 測定は、別表第三の備考に掲げる測定法により年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙関係施設に係る測定については、年一回以上）行うこと。

三 略

別表第三（第四条関係）

施設の種類	許容限度
条例別表第一に掲げる廃棄物焼却炉	〇・五〇グラム

第八条 略

一 略

二 測定は、別表第三の備考に掲げる測定法により、次のイ又はロに掲げるばい煙関係施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める頻度で行うこと。

イ 別表第三の一の項に掲げるばい煙関係施設 五年に一回以上

ロ イに掲げるばい煙関係施設以外のばい煙関係施設 年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙関係施設に係る測定については、年一回以上）

三 略

別表第三（第四条関係）

施設の種類	許容限度
一 条例別表第一の一の項に掲げるボイラーのうちガスを燃焼させるもの	〇・一〇グラム
二 条例別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下同じ。）を専	〇・三〇グラム

備考

一 この表の下欄に掲げる許容限度は、次の式により算出され
たばいじんの量とする。

$$C = ((21 - 0n) / (21 - 0s)) \cdot Cs$$

この式において、C、0n、0s及びCsは、それぞれ次の値
を表すものとする。

C ばいじんの量 (単位 グラム)

0n 12

0s 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が二〇パーセント
を超える場合にあつては、二〇パーセントとする。) (単
位 百分率)

備考

一 この表の下欄に掲げる許容限度は、次の式により算出され
たばいじんの量とする。

$$C = ((21 - 0n) / (21 - 0s)) \cdot Cs$$

この式において、C、0n、0s及びCsは、それぞれ次の値
を表すものとする。

C ばいじんの量 (単位 グラム)

0n 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄
に掲げる値とする。

一の項	5
二の項	4
三の項	6
四の項	12

0s 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が二〇パーセント
を超える場合にあつては、二〇パーセントとする。) (単
位 百分率)

四	焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼 させるもの	
三	条例別表第一の一の項に掲げるボイラーのう ち前二項に掲げるもの以外のもの	〇・四〇グラム
四	条例別表第一の二の項に掲げる廃棄物焼却炉	〇・五〇グラム

三	二	Cs 規格 Z 八八〇八に定める方法により測定されたばいじ んの量 (単位 グラム)
略	略	

三	二	Cs 規格 Z 八八〇八に定める方法により測定されたばいじ んの量 (単位 グラム)
略	略	

第一号様式（第五条関係）

第一号様式(第5条関係)

ばい煙関係施設設置(変更)届出書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

青森県公害防止条例第19条第1項(第20条第1項)の規定により、ばい煙関係施設の設置
(変更)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	年 月 日
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
ばい煙関係施設の種類	※施設番号	
ばい煙関係施設の構造	※審査結果	
ばい煙関係施設の使用の方法	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり	

備考1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照
させること。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産
業規格A縦長とすること。

第一号様式（第五条関係）

第一号様式(第5条関係)

ばい煙関係施設設置(変更)届出書

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

青森県公害防止条例第19条第1項(第20条第1項)の規定により、ばい煙関係施設の設置
(変更)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	年 月 日
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
ばい煙関係施設の種類	※施設番号	
ばい煙関係施設の構造	※審査結果	
ばい煙関係施設の使用の方法	別紙のとおり	
ばい煙の処理の方法	別紙のとおり	

備考1 ばい煙関係施設の種類欄には、青森県公害防止条例別表第1に掲げる項番号及
び名称を記載すること。

2 ※印の欄には、記入しないこと。

3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照
させること。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産
業規格A縦長とすること。

別紙1

ばい産関係施設の構造

工場及び事業場における施設番号		
名称及び型式		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
規 模	伝 熱 面 積(㎡)	
	水 格 子 面 積(㎡)	
	造 却 能 力(kg/日)	

備考1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2 ばい産関係施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格は縦長の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

別紙1

ばい産関係施設の構造

工場及び事業場における施設番号		
名称及び型式		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
規 模	伝 熱 面 積(㎡)	
	水 格 子 面 積(㎡)	
	造 却 能 力(kg/日)	

備考1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2 概要の欄には、青森県公害防止条例第51の中欄に掲げる施設の下欄に規定する項目について記載すること。
3 ばい産関係施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格は縦長の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

第五号様式（第八条関係）

第五号様式(第8条関係) ばい煙濃度測定記録表

ばい煙関係施設の種類 工場又は事業場における施設番号		ばい煙濃度測定記録表		ばい煙濃度測定記録表	
測定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
測定時刻	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
測定者					
測定箇所					
測定方法					
ばい煙関係施設の使用状況					
排出ガス量 (Nm ³ /h)	平均				
	最大				
Cs	平均				
	最大				
ばいじん (g/Nm ³)	平均				
	最大				
C	平均				
	最大				
酸素濃度 (%)	平均				
	最大				
備考					

備考 1 ばいじんのOCsの欄には青森県公害防止条例施行規則附表第3の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には同備考に掲げる式により算出されたばいじんの量として表示された数値を記載すること。
 2 ばいじんの酸素濃度の欄には測定を行った時の排出ガス中の酸素の濃度を記載すること。

第五号様式（第八条関係）

第五号様式(第8条関係) ばい煙濃度測定記録表

ばい煙関係施設の種類 工場又は事業場における施設番号		ばい煙濃度測定記録表		ばい煙濃度測定記録表	
測定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
測定時刻	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
測定者					
測定箇所					
測定方法					
ばい煙関係施設の使用状況					
排出ガス量 (Nm ³ /h)	平均				
	最大				
Cs	平均				
	最大				
ばいじん (g/Nm ³)	平均				
	最大				
C	平均				
	最大				
酸素濃度 (%)	平均				
	最大				
備考					

備考 1 ばいじんのOCsの欄には青森県公害防止条例施行規則附表第3の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には同備考に掲げる式により算出されたばいじんの量として表示された数値を記載すること。
 2 ばいじんの酸素濃度の欄には測定を行った時の排出ガス中の酸素の濃度を記載すること。